

議題 3 : 白井市地球温暖化対策実行計画の見直しについて

資料 3

第 4 期白井市地球温暖化対策実行計画の取組期間延長の考え方について

1 理 由

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づく「白井市地球温暖化対策実行計画（平成 27 年度-平成 29 年度）」（事務事業編）（以下「実行計画」という。）は、今年度末で計画期間が終了するが、次の理由により平成 31 年度末まで期間を 2 年間延長して取り組む。

(1) 白井市の事務事業に関するエネルギー使用量について以下の変動要因があり、次期実行計画策定に当たりエネルギー使用量の実測データを反映させるため。

- ① 本年 5 月に完成しました新庁舎においては、GHP や LED 照明が取り入れられ省エネルギー化が進んだこと。
- ② 現在耐震化工事中の旧本庁舎にも新庁舎に準じた省エネルギー設備が導入されること。

(2) 平成 28 年 5 月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」では、「業務その他部門」の温室効果ガス排出量削減目標を 2030 年（平成 42 年度）までに 2013 年（平成 25 年度）比で 40% 減としているが、白井市においては継続して 4% 減を目標としたいため。

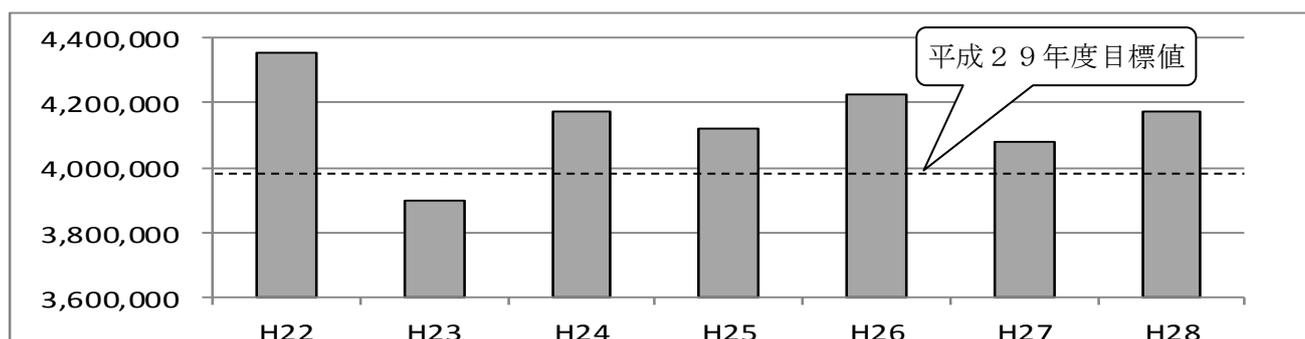
2 平成 28 年度までの実績（現実行計画）

(1) 平成 22 年度から平成 28 年度における温室効果ガス排出量の実績は表の通り。

温室効果ガス排出量の推移

単位：kg-CO2

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計画期間	← H29 まで →						
削減目標	現行の基準年 (H26) 温室効果ガス総排出量: 4,095,061					▲4% (H29) 温室効果ガス 総排出量: 3,954,977	
実 績	4,354,905	3,897,782	4,173,185	4,119,768	4,228,289	4,082,288	4,173,974



(2) 温室効果ガス排出量に係る分析

温室効果ガス排出量は、削減対策の実行にもかかわらず目標を達成できていない。

目標を達成できなかった主な要因は電気使用量の増加であるが、現行の節電対策では市施設の増加（H23 年度よりコミュニティセンター、H28 年度より障害者支援センターが集計対象施設となった）や OA 機器の増加に対応できないことを示している。

3 市としての対応方針

(1) 平成 28 年 5 月に閣議決定された国の定める地球温暖化対策計画と白井市における第 4 次地球温暖化対策実行計画においては数値目標等において乖離があることから、解決策を検討していく。

(2) 新庁舎建築及び改築に伴う基本データを加味したうえでの計画策定とする。